

議案第18号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、アイランドシティセンター北地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の用途等に関する事項について新たに条例による制限として定める必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 アイランドシティセンター地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

アイランドシティセンター 北地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画アイランドシティセンター北地区地区 計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------------------	--

別表第2 アイランドシティセンター地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

アイランド シティセン ター北地区 地区整備計 画区域	(1) マージャン屋，ぱちんこ 屋，射的場，勝馬投票券発 売所，場外車券売場及び勝 舟投票券売所 (2) 風俗営業及び店舗型性風 俗特殊営業に供する建築物 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 法別表第2（と）項第2 号及び第3号に掲げる工場 (5) 危険物の貯蔵又は処理に 供する建築物（建築物に附 属するものを除く。）				
---	--	--	--	--	--

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

1,000（公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動又は自治活動の用に供する建築物の敷地を除く。）	建築物の外壁又はこれに代わる柱	(1) 区画道路の一部並びに福岡都市計画道路アイランド西2号線、福岡都市計画道路アイランド西3号線、福岡都市計画道路アイランド中央2号線及び隣地（都市計画の計画図において3メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	3		
		(2) 区画道路の一部及び隣地（都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	2		